

7. 景観協定について補足（景観法で規定）

景観法第81条に定められた景観協定は、建築物や工作物の形態意匠や構造等、景観に関するきめ細かなルールを地域で決め、みんなで守っていくことを約束し、地域のより良い景観づくりに役立つ制度です。このことにより、快適な地域環境が保全・形成され、市民や地権者、事業者等の地域への愛着と誇りが高まるとともに地域活力の増進も期待されます。この協定は、締結後に協定区域内の土地等の権利を継承した方にも効力が及びます。

協定を締結するには、地域で協定の区域・景観に関するルール・有効期間・違反した場合の措置などを検討し、協定区域内の土地所有者等全員の合意を得ることが必要です。全員の合意が得られたら市長に認可申請を行い、認可を受けることで景観法に基づく景観協定が成立します。

協定成立後は、景観協定を維持していくために運営委員会を設置し、地域のみんで管理・運営にあたります。

景観協定で定める事項（景観法第81条第2項）

- 一 景観協定の目的となる土地の区域
- 二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの
 - イ 建築物の形態意匠に関する基準
 - ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
 - ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
 - ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
 - ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
 - ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
 - ト その他良好な景観の形成に関する事項
- 三 景観協定の有効期間
- 四 景観協定に違反した場合の措置

8. 景観計画の提案について補足（景観法で規定）

景観法第11条では、市に対し市民（土地の所有者）や、まちづくりの推進を目的とするNPO法人等が景観計画の策定又は変更を提案できる制度が定められています。市は提案があったときは、遅滞なく当該提案を踏まえて景観計画の策定又は変更する必要があるかどうかを判断しなければなりません。

提案に必要な要件は、次のとおりです。

- ・ 景観計画の素案の添付
- ・ 対象地域の2／3の同意（土地所有者等の人数及び土地面積）
- ・ 0.5ha以上の規模であること

※ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案については、景観法第20条及び29条で規定されています。